

国立大学法人電気通信大学特任研究員及び特任研究支援員の選考のための審査に関する規程

平成27年 3月26日

改正

平成28年 3月23日

平成30年12月19日

(趣旨)

第1条 国立大学法人電気通信大学特定任期付職員就業規則第6条第1項に基づく特任研究員及び特任研究支援員（以下「特任研究員等」という。）の選考のための審査に関し、次のとおり定めるものとする。

(選考のための審査等)

第2条 特任研究員等（UECポストドク研究員である特任研究員を除く。）の選考のための審査は、情報理工学域の各類若しくは共通教育部、大学院情報理工学研究科の各専攻若しくは共通教育部又は教育研究センター等において行い、その結果を各部局の教授会又は運営委員会に報告するものとする。

2 前項にかかわらず、電気通信大学における競争的資金等による教育研究センター設置に関する規程第2条に基づき設置された教育研究センターにあつては、審査の結果を拡大役員会に報告するものとする。

3 UECポストドク研究員である特任研究員の選考のための審査は、研究活性化推進会議において行い、その結果を教育研究評議会に報告するものとする。

(採用の決定)

第3条 採用の決定は、前条の審査結果に基づき、学長が行う。

附 則

この規程は、平成27年3月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年12月19日から施行する。